国民健康保険税の税率・税額が決まりました

【問合せ先】課税に関すること:税務課市民税係 ☎内線 113、114、138

納付に関すること:税務課徴収係 ☎内線 115、137

令和2年度における国民健康保険税の税率・税額は次のとおりです。

国の基準の改正により医療給付費分・介護納付金分の課税限度額が引き上げられましたが、その他の税率等は据え置きとなります。

	国 民 健 康 保 険 税			
区分	医療給付費分 (税率・額)	後期高齢者 支援金分 (税率・額)	介護納付金分 (税率・額)	概要
所得割	8.2%	2.5%	1.9%	前年の課税所得金額に対して
均等割額	22,100 円	7,000 円	8,800 円	被保険者1人につき
平等割額	19,400 円	6,200 円	4,800 円	1世帯につき
課税限度額	630,000 円	190,000 円	170,000 円	年税額の最高限度額
(下段:前年度)	(610,000円)	130,000]	(160,000 円)	十元成ジ取同政友帜

○納税が困難な場合

特殊事情により生活が困窮し、本年度の納税が困難な人は、徴収猶予・減免措置などが受けられる場合がありますのでご相談ください。

※減免は、納期限の7日前までに申請が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免

問 税務課市民税係☎内線 113、114、138

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の収入が減少した世帯は、国民健康保険税が減免になる場合があります。

【対象となる世帯】 次の①②いずれかの条件を満たす世帯が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響から、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次のア~ウ全てに該当する世帯
 - ア. 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年収入と比較して30%以上の減少が見込まれること
 - イ、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ウ. 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所 得金額が400万円以下であること

【対象となる保険税】令和2年2月1日~令和3年3月31日までに納期が到来する国民健康保険税 ※減免制度をご利用される人は、事前に問合せ先までお電話ください。

減免内容や申請書類は、市ホームページからダウンロードすることが可能です。



運動の 【受講料】 内容 **申込期限**】7月3日 元 介護 気 域 後を元気に過ごす での 実 な体づくり 肾的講? 支え合い のための 理実習 活動 金 ため まだ σ

30 地 心 り Ē 時 後1時30分~4時 四目 7!

対 地域づくりがある人 入程度。 市 あ介 内 在人 護 人。予住 防 支え合は 活健 動康 あいにづ るの関く

す。 支間 タ域暮 援 セ長 養 し護 ン 寿 成調の I) と、防 タ介 1 護 座 座た支に ☎ 課 内内 開の合る 線地 サい元 催 1 域 ポの気 9 包 2 ま 地 括

い介 サ護 ポチ 防 夕 地地 講 域 座 支 え 合

新型コロナウイルス感染症の影響に係る介護保険料の減免

間長寿介護課介護保険係☎内線 154

新型コロナウイルス感染症の影響により、つぎの要件に該当する 65 歳以上の人は介護保険料の 減免を受けることができます。

【対象となる被保険者】①②のいずれかを満たす人が対象となります。

所 全 5

祉総合プラザ3

後

日

水

まで

- ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷 病を負った第1号被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響から、主たる生計維持者が次のア・イのいずれにも該当する第 1号被保険者
- ア、事業収入等(事業・不動産・山林・給与)が前年収入と比較して30%以上の減少が見込まれる こと
- イ、減少することが見込まれる事業収入等(事業・不動産・山林・給与)に係る所得以外の前年の 所得の合計額が 400 万円以下であること

【対象となる保険料】令和2年2月1日~令和3年3月31日までに納期限が到来する介護保険料 ※減免制度をご利用される人は、事前に問合せ先までお電話ください。

減免内容や申請書類は、市ホームページからダウンロードすることが可能です。

納税の猶予に『特例(特例猶予)』が創設されました!

問 税務課徴収係☎内線 115·137

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があった人は、1年間、市税等の徴収の猶予 を受けることができます。猶予期間中は延滞金はかかりません。担保の提供も不要です。

【対象となる人】次の①②のいずれも満たす人が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、 事業等に係る収入が前年に比べて概ね20%以上減少している。
- ②一時に納税を行うことが困難である。

令和2年2月1日~令和3年1月31日までに納期限が到来する市税・国民健康保険税などすべ ての税目が対象です。

この猶予制度を利用するには令和2年6月30日、または納期限のいずれか遅い日までに申請が必 要です。納税が困難な人は早めに税務課徴収係へご相談ください。

申請書は、市ホームページからダウンロードすることが可能です。